

平成 26 年 1 月 23 日

各 位

大阪府
大阪市
株式会社池田泉州銀行

大阪府、大阪市及び池田泉州銀行の 環境・エネルギー施策連携協力に関する協定締結について

本日、大阪府（知事 松井 一郎）、大阪市（市長 橋下 徹）及び株式会社池田泉州銀行（頭取 藤田 博久）は、大阪府、大阪市の環境・エネルギー施策の持続的な実施に向けて、「環境・エネルギー分野」における連携協定を締結しました。

大阪府、大阪市が連名で民間企業と三者で協定締結を行うことは初めてとなります。また、池田泉州銀行が地元自治体と「環境・エネルギー分野」で幅広く連携するのは初めてとなります。

池田泉州銀行の持つ広域なネットワークやノウハウを生かし、大阪府および大阪市による環境・エネルギー分野の施策を連携して推進するため、下記の取組みを行ってまいります。

記

1 協定締結の目的

大阪府、大阪市及び池田泉州銀行が、環境・エネルギーの分野において、相互の人的・知的資源を効果的に活用し、有意義と認められる諸事業を行うことにより、低炭素社会の実現や再生可能エネルギーの普及等に資することを目的とします。

2 大阪府、大阪市及び池田泉州銀行との連携協定事項

- (1) 温室効果ガスの削減を図る事項
- (2) ヒートアイランド対策の促進を図る事項
- (3) 創エネルギー、蓄エネルギー、省エネルギーなどの促進を図る事項
- (4) 再生可能エネルギーの普及を図る事項
- (5) 大阪府及び大阪市が実施する施策のPR・広報に関する事項
- (6) その他大阪府、大阪市及び池田泉州銀行が必要と認める環境・エネルギー分野に関する事項

以上の事項について、大阪府、大阪市及び池田泉州銀行は、相互の連携により「添付資料 1」のとおり具体的な取組みを実施していきます。

環境・エネルギー施策連携協定に基づく具体的な取組

創エネルギー・蓄エネルギー・省エネルギーなどの促進

- (1) 大阪府が実施する「創エネ設備及び省エネ・省 CO2 機器設置特別融資事業」への参画
大阪府が実施する「創エネ設備及び省エネ・省 CO2 機器設置特別融資事業」の取扱金融機関として、池田泉州銀行が参画します。

※「創エネ設備及び省エネ・省 CO2 機器設置特別融資事業」
金融機関との連携により、個人又は事業者が再生可能エネルギー発電設備の設置又は再生可能エネルギー発電設備の設置と併せて導入する省エネ工事や蓄電池等の設置に必要となる資金を融資する事業（「添付資料 2」参照）
- (2) 創エネ・省エネ等の対策を実践しようとする府内の中小事業者等への池田泉州銀行からの資金供給（融資）
「池田泉州銀行 おおさか創エネ・省エネ融資ファンド」を創設します。
（「添付資料 3」参照）
- (3) 太陽光発電事業を実施しようとする事業者への池田泉州銀行からの資金供給（融資）
「池田泉州銀行 おおさか太陽光発電事業応援融資ファンド」を創設します。
（「添付資料 4」参照）

大阪府及び大阪市が実施する環境施策への協力及び PR・広報への協力

＜府・市の施策への参加・協力＞

- (1) 大阪府が実施する生物多様性保全の取組への参加・協力
大阪府が、堺第 7-3 区「共生の森」や岬町「多奈川地区多目的公園」にて実施している環境保全活動に対し池田泉州銀行の行員が参加することや、「みどりひろがる定期預金」等による寄附等を通じて、活動の支援を行います。

※「共生の森づくり」
大阪湾を望む広大な産業廃棄物処分場跡地「堺第 7-3 区」を、府民との協働により、多様な生物が生息・生育できる自然に再生しようとする取組
- (2) 大阪市が実施する「大阪打ち水大作戦」への協力
大阪市の打ち水イベント「大阪打ち水大作戦」に合わせて、池田泉州銀行の店舗において打ち水を行うとともに、池田泉州銀行のお客さま等に「環境・エネルギー施策」の PR を行います。

※「大阪打ち水大作戦」

ヒートアイランド現象の緩和に向けたムーブメントを高めていくため、打ち水を広めて行こうという取組

<池田泉州銀行が持つネットワークを活用した広報等の協力>

(1) サポートデスクの設置

池田泉州銀行が、国・大阪府・大阪市等の施策情報を集約し、顧客の事業立案等をサポートするための「環境・エネルギー補助金・助成金サポートデスク」を設置し、公的助成に関する質問・相談に対応します。

池田泉州銀行提案推進室「環境・エネルギー補助金・助成金サポートデスク」

TEL : 06-6375-3643 (受付時間 平日 9:00~17:00)

(2) 大阪府が作成する「環境家計簿」の配布

大阪府作成の「環境家計簿」(「めっちゃエコやねん」)を、池田泉州銀行の店舗において配架し、家庭における省エネ・省CO₂のPRを行います。

※「環境家計簿」

電気やガスの使用量を記録することでCO₂(二酸化炭素)排出量を把握し、省CO₂、省エネに向けた取り組みにつなげていくもの

(3) 大阪市が作成する「大阪市環境月間」リーフレットの配布

大阪市が作成する「大阪市環境月間」リーフレットを池田泉州銀行の店舗において配架し、店頭に来られたお客さまに施策のPRを行います。

※「環境月間(6月)」

昭和47年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して、環境省は、6月5日を「環境の日」、6月を「環境月間」とし、国民や事業者の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を積極的に行う意欲の向上を図っています。大阪市も、6月を「大阪市環境月間」と定め、啓発等に取り組んでいます。

(4) 「環境壁紙コレクション」優秀作品ポスターの掲示

「豊かな環境づくりおおさか府民会議」が実施する「環境壁紙コレクション」の優秀作品を基に作成するポスターを池田泉州銀行の店舗において掲示します。

※「豊かな環境づくり大阪府民会議」

豊かな環境の保全と創造に関する施策を推進することを目的に、府民・事業者団体、学識経験者及び行政を構成されている組織で、大阪府・大阪市も参加している。

※「環境壁紙コレクション」

環境に関するテーマに基づいて公募したパソコン・ディスプレイの壁紙をホームページ

に掲載し、好みのデザインのもの、誰もが気軽にダウンロードできるようにすることにより、環境に関する啓発を図っている。

- (5) その他、府内 102 店舗での府・市の施策に関するポスターの掲示、パンフレット等の配架を行います。

その他

上記のほか、本協定の趣旨に鑑み、環境・エネルギー分野において、それぞれが連携協力することで、意義があると考えられる事項については、幅広い範囲で協力関係を構築し積極的に取組みを推進していきます。

以 上

『大阪府 創エネ設備及び省エネ・省CO2 機器設置特別融資事業』概要

| 名 称 | 『大阪府 創エネ設備及び省エネ・省CO2 機器設置特別融資事業』 |
|---------------|---|
| 融 資 対 象 | 個人：大阪府内に自ら居住する者 事業者：大阪府内に所在地を置く事業者等 ※取扱金融機関により、融資対象が個人または事業者に限定される場合がある |
| 資 金 使 途 | 創エネルギー、省エネルギー、省CO2に資する設備・機器等※の 導入資金 ※再生可能エネルギー発電設備、太陽熱利用設備、ヒートポンプ式電気給湯器、 蓄電池、断熱化工事、冷暖房設備等の省エネ化工事 |
| 融 資 金 額 | 個人：1個人につき150万円以内 事業者：1事業者につき1000万円以内 |
| 融 資 期 間 | 最長10年 |
| 融 資 形 態 | 証書貸付（分割返済） |
| 適 用 金 利 | 1%（固定金利） ※取扱金融機関において保証料を上乗せされる可能性あり 《参考》池田泉州銀行：個人の場合、別途金利に保証料として 年0.9%が上乗せされます。 |
| 担 保 ・ 保 証 人 | 取扱金融機関所定の条件により決定 |
| 大 阪 府 総 枠 | 20億円 |
| 申 込 ・ 問 合 せ 先 | 取扱金融機関の各店舗等 |

『池田泉州銀行 おおさか創エネ・省エネ融資ファンド』概要

| | |
|---------------|--|
| 名 称 | 『池田泉州銀行 おおさか創エネ・省エネ融資ファンド』 |
| 融 資 対 象 | 大阪府内に本社または事業所のある事業者 |
| 資 金 使 途 | 創エネルギー、省エネルギー、省CO ₂ 、ヒートアイランド対策に資する設備・機器等*の導入資金 (大阪府の「創エネ設備及び省エネ・省CO ₂ 機器設置特別融資事業」の対象となるものについては、その融資額を超える案件に限る) *ヒートポンプ空調機、コジェネレーション設備、自家発電設備、屋上緑化費用など |
| 融 資 金 額 | 原則として1社につき1億円以内 |
| 融 資 期 間 | 最長10年 |
| 融 資 形 態 | 証書貸付(分割返済) |
| 適 用 金 利 | 池田泉州銀行「スマート・エコ・サポートローン」の所定金利(変動金利・固定金利)から、年0.1%金利を引下げ |
| 担 保 ・ 保 証 人 | 個別に決定させていただきます |
| 総 枠 | 10億円 |
| 注 意 点 | 池田泉州銀行の審査がございますので、結果によってはご希望に添えない場合があります |
| 申 込 ・ 問 合 せ 先 | 池田泉州銀行の各店舗 |

『池田泉州銀行 おおさか太陽光発電事業応援融資ファンド』概要

| | |
|---------------|--|
| 名 称 | 『池田泉州銀行 おおさか太陽光発電事業応援融資ファンド』 |
| 融 資 対 象 | 大阪府内に本社または事業所のある事業者 かつ 再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用して太陽光発電事業を行う事業者 |
| 資 金 使 途 | 太陽光発電事業に必要な資金 |
| 融 資 金 額 | 原則として1社につき10億円以内 |
| 融 資 期 間 | 最長20年 |
| 融 資 形 態 | 証書貸付（分割返済） |
| 適 用 金 利 | 池田泉州銀行「太陽光発電応援ローン」の所定金利（変動金利・固定金利）から、年0.1%金利を引下げ |
| 担 保 ・ 保 証 人 | 個別に決定させていただきます |
| 総 枠 | 30億円 |
| 注 意 点 | 池田泉州銀行の審査がございますので、結果によってはご希望に添えない場合があります |
| 申 込 ・ 問 合 せ 先 | 池田泉州銀行の各店舗 |